

令和6年3月22日提案

令和6年第2回琴浦町議会定例会  
(追加議案)

琴 浦 町

# 町長提出議案

議案第 51 号 琴浦町税条例の一部改正について…………… 51

議案第 52 号 令和 5 年度琴浦町一般会計補正予算（第 14 号）…………… 別冊

議案第 5 1 号

琴浦町税条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 2 2 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町税条例の一部を改正する条例

琴浦町税条例(平成16年琴浦町条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="331 846 421 882">附 則</p> <p data-bbox="272 900 788 981">(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p data-bbox="240 999 389 1034">第5条 略</p> <p data-bbox="272 1052 788 1133"><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p data-bbox="240 1151 807 1971"><u>第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用につ</u></p>	<p data-bbox="922 846 1011 882">附 則</p> <p data-bbox="863 900 1378 981">(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p data-bbox="831 999 979 1034">第5条 略</p>

いては、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とある

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とある

のは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

のは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

#### 附 則

この条例は公布の日から施行する。

## 議案第52号

### 令和5年度琴浦町一般会計補正予算（第14号）

令和5年度琴浦町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,406,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 3 月 22 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		1,647,716	6,691	1,654,407
	2. 国庫補助金	861,560	6,691	868,251
歳入	合計	13,399,541	6,691	13,406,232

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		3,412,071	6,691	3,418,762
	1. 社会福祉費	1,856,240	6,691	1,862,931
歳 出	合 計	13,399,541	6,691	13,406,232

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	6,691

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

一般 (単位: 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	1,647,716	6,691	1,654,407
歳入合計	13,399,541	6,691	13,406,232

(歳出)

一般 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	3,412,071	6,691	3,418,762	6,691			
歳出合計	13,399,541	6,691	13,406,232	6,691			

## 2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

一般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費補助金	95,353	6,691	102,044	1. 社会福祉費補助金	6,691	地域介護・福祉空間整備等施設整備費 交付金 6,691
計	861,560	6,691	868,251			

### 3. 歳 出

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

一 般 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
10. 介護保険事業費	399,744	6,691	406,435	6,691				18. 負担金、補助及び交付金	6,691	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 6,691
計	1,856,240	6,691	1,862,931	6,691						